

河合町 学童保育のしおり



【学童保育所とは】

放課後（主に日中）、保護者が就労等により家庭にいない世帯の小学生を対象に子どもらしい遊びや生活の指導を通して、児童の健全な育成を図る目的で開設しています。

河合町役場 子育て健康課

最終更新【令和 7 年 1 1 月 1 日】

【学童保育へ申込みできる方の要件(入所要件)】

1. 河合町立小学校に在籍する児童で、日中常に保護者(両親またはこれに代わる者)が就労等により不在の為保育できず、また他に保育できる者がいない家庭の児童。
2. その他、町長が家庭の事情を考慮し、特に必要と認める場合。

【入所制限について】

1. 定員に余裕がない場合

※ その場合は、低学年および保育に欠ける事由の高い児童を優先します(新規・継続ともに)

2. 入所資格を喪失した場合

(例) 日中、児童を保育できるようになった、クラブ活動により保育の必要がなくなった 等

3. 正当な理由なく、保育料を3か月滞納した場合
4. その他、町長が管理上不適切と認めた場合

【申込み書類について】

・申込み書類一式は、子育て健康課 と 各学童保育室 にて配布しています。

① 学童保育入所申請書(児童1名につき1枚必要)

・土曜保育の利用について、保護者が就労されている場合に限り、申請が可能です。

※ 土曜保育の利用の可否については、提出いただいた就労証明書に基づき確認します。また、入所決定通知書にて「利用可」と通知された方のみ、土曜保育の利用が可能です。

※ 土曜保育を利用される際は、事前に勤務シフト表など、就労状況が確認できる書類を学童室に提出ください。なお、任意で使用いただける「勤務証明書(学童土曜保育利用分)」をホームページに掲載しております。必要に応じてご活用ください。

・「世帯の状況」の欄には、同じ住所地の居住者全員について記入してください。

※ 住民票上の世帯分離、二世帯住宅等、同じ住所地に住民票がある方は全員記入

※ アレルギーや持病、特別な配慮が必要等、該当する場合は裏面に詳細を記入

※ エピペンを処方されている方は、入所決定後に下記の書類を提出ください。また、安全に利用いただくために、主任指導員との面談を実施し、緊急時の対応方法等についてのヒアリングを行います。

【エピペンを処方されている方の必要書類】

1. 学校生活管理指導票(食物アレルギー・アナフィラキシー用) ※毎年小学校に提出されている書類

2. 食物アレルギー問診票 ※毎年小学校に提出されている書類

3. 緊急時の消防署への情報提供同意書 ※後日、面談時にお渡しします。

4. 緊急時個別対応票 ※後日、面談時にお渡しします。

※毎年小学校へ提出されている書類は、事前に写しを保管していただきますようお願いいたします。

② 保育が必要な状況を確認できる証明書(状況の確認のため毎年提出が必要)

※ 父・母・65 歳未満の同居親族(世帯分離含む)の証明書が必要です。

※ 下記証明書については、提出後に就労状況等に変更があった場合、都度提出をお願いします。

保育不可能事由	必要書類	証明者
就労のため(外勤)	* 就労証明書(標準的な様式) (採用予定者は内定通知等)	雇用主
就労のため(自営業等)	* 就労証明書(標準的な様式) * 事業を行っていることが客観的に分かる書類(営業許可書、確定申告書 等)	—
求職活動のため	* 求職中(就学)の保育所申込誓約書 * 求職活動状況報告書	3か月以内に就労証明書をご提出ください
母親が出産のため	母子健康手帳(コピー)で出産予定日の確認	母の氏名・出産予定日が記載されたページのコピー
就労予定のため	* 求職(就学)中の保育所申込誓約書 (入所後1か月以内の就労を確約)	—
就学のため	* 求職(就学)中の保育所申込誓約書 在学証明書および授業カリキュラム	学校長等
保護者が疾病・障がいのため	診断書または身体障害者手帳(コピー)等	医師等
家族や親族の看(介)護のため	診断書または身体障害者手帳(コピー)等	医師等

※ 保育が必要な状況を確認できる証明書は世帯につき1部で可(兄弟姉妹で入所 等)

※ 証明書の日付の有効期間は、原則申込み日の1か月以内の日付に限る

※ 長期休暇のみ利用される場合は、夏季休業日利用申込みの際に提出が必要

※ 兄弟姉妹が保育所等を利用しており、入所年度の申請にて保育が必要な状況を確認できる証明書を提出している場合、省略可。ただし、その場合は、別途同意書の提出が必要です。

重要＜同意書廃止のお知らせ＞

上記の同意書は、令和8年度末をもって廃止となります。

令和9年度に学童保育所への入所を希望される方は、以下の点にご注意ください。

・兄弟姉妹が保育所等を利用している場合

「かがやきの森こども園」に提出する就労証明書の写しを、各自で保管ください。

また、令和9年度の学童保育入所申請の際に、その就労証明書の写しを申請書類に添付して提出ください。

お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

③ 預金口座振替申込書

保育料の納付は、原則として口座振替となります。また、口座振替に利用いただける金融機関は「南都銀行」のみとなります。銀行口座を準備のうえ、手続きをお願いします。

- ④ 学童保育利用に関する確認票(児童1名につき1枚必要)
学童保育への入所にあたり、特に確認いただきたい事項を記載しています。必ずご確認ください。
- ⑤ 課税証明書または非課税証明書(保護者につき1枚必要)
入所申請書を提出する年度の1月1日時点で河合町に住民票を有していない方については、当町で所得の確認ができません。学童入所に伴う保育料決定のため、保護者の方それぞれに、課税証明書または非課税証明書の提出をお願いします。
※兄弟姉妹で学童へ入所される場合は、世帯につき1部で可
- ⑥ スポーツ安全保険料 800 円/年額
子育て健康課にて一括して申込みを行います。入所決定通知書を受け取られた後、入所対象者の方のみ現金にてお支払いください。なお、支払いの時期および場所については、入所決定通知書にて案内します。
※通常保育、長期休暇に関わらず、入所対象者の方のみお支払いいただきます。
(途中入所、退所等に伴う返金なし)

【翌年度 4 月 1 日の入所申請の流れについて(毎年 11 月頃申請受付)】

○申込み期限

上記①～④(※必要に応じて⑤)の申込み書類を揃えて、指定の期日(毎年11月に広報と河合町 HP に掲載予定)までに子育て健康課または各学童室に提出してください。

○審査と決定

申込み書類の内容を審査し、町長が入所を決定します。入所決定については、「入所決定通知書」にて通知します。

○入所決定の通知時期

入所決定通知書は、毎年 1 月中頃に保護者に通知します。

○登録期間

一度入所が決定すると、その年度末まで登録されます。登録内容の変更には所定の様式が必要です。

○継続申請

継続して入所を希望する場合は、毎年 11 月頃に再度申込み書類の提出が必要です。

○入所の優先順位

低学年の児童を優先して入所決定が行われます。高学年の場合は入所決定が遅くなることがあります。

【年度の途中で学童保育所への入所を希望される方へ】

○年度の途中で入所を希望される場合は、子育て健康課までお問い合わせください。

○学童保育所の運営状況によっては、入所をお待ちいただく場合があります。

○入所のご案内は、申請いただいた順に空きが出次第、順次ご連絡します。

【保育時間について】

保育時間は基本的には午後 5 時までですが、勤務等の都合により 30 分毎の延長で午後 7 時まで延長保育を行っています。(※児童が全員帰宅次第、当日の学童保育は閉所します。)

延長保育を利用される場合、児童の安全確保のため各学童保育室までのお迎えを条件とします。時間を厳守されない場合は、延長保育のお断りや、延長超過分の保育料をいただきます。保護者以外の方がお迎えに来られる場合、事前に学童室への連絡と、送迎者は「送迎用保護者認識カード」を必ずお持ちください。確認ができない場合、児童の引き渡しを行うことができません。

◎延長保育を希望される場合は、申請時または、「学童保育変更届」にて届け出ください。

区分	保育(開所)時間
月曜日～金曜日	放課後～午後 7 時
土曜日、長期休暇、その他	午前 8 時～午後 7 時

- ※ 土曜日は合同保育を行います。
保育場所は年度毎(各年 4/1～)に変更します。(隔年で変更)
- ※ 土曜日は出席予定者がいる場合のみ開所します。
また、開所より 1 時間経過しても出席予定者が登所しない場合は、閉所します。
- ※ 送迎の際は、配布している「送迎用保護者認識カード」をお持ちください。
カードの確認ができない場合、児童の引き渡しを行わない場合があります。

【学童保育所の休所について】

- ・日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日～翌年 1 月 3 日まで)
- ・臨時閉鎖： 気象警報(気象警報発令時の対応を参照)
- ・病気 等： 病気等で学級閉鎖となった場合、その学級に在籍する児童は学童保育を利用することはできません。
また、法に定める感染症になった児童は回復するまで休所してください。
他の児童に対し、健康上の影響を及ぼす健康状態の児童は病気が回復するまでの間休所を指示することがありますので、保護者は指示に従ってください。
- ・その他、町長が特に定めた日

【保育料について】

〈通常保育の場合〉

保育料(児童 1 人につき月額)				
午後 5 時まで (基本料)	5 時 30 分まで	午後 6 時まで	6 時 30 分まで	午後 7 時まで
3,000 円	3,500 円	4,000 円	4,500 円	5,000 円
8 月(夏季休業日)、1 月(冬季休業日)、3 月(春季休業日)は保育料 1,000 円を上記の金額に追加する。				

(例) 5 月.延長保育なし ⇒ 3,000 円(月額) 午後 7 時までの利用 ⇒ 5,000 円(月額)

8 月.延長保育なし ⇒ 4,000 円(月額) 午後 7 時までの利用 ⇒ 6,000 円(月額)

〈長期休業日のみ利用する場合〉

	保育料(児童 1 人につき月額)				
	午前 8 時から 午後 5 時まで	午後 5 時 30 分 まで	午後 6 時まで	午後 6 時 30 分 まで	午後 7 時まで
春季休業日 (4 月)	2,000 円	2,500 円	3,000 円	3,500 円	4,000 円
夏季休業日 (7 月.8 月)	9,000 円	10,000 円	11,000 円	12,000 円	13,000 円
冬季休業日 (12 月.1 月)	3,000 円	3,500 円	4,000 円	4,500 円	5,000 円
春季休業日 (3 月)	2,000 円	2,500 円	3,000 円	3,500 円	4,000 円

〈申請時間を超えて保育を利用した場合〉

30 分につき 200 円/1 回を当日に徴収します。

(例) 保育時間が午後 6 時までであるが、送迎時間が午後 6 時 45 分になった。

→400 円(200 円/30 分×2)を当日現金にて徴収します。

※ 出席日数による日割計算は行いません。

※ 当月28日までに変更届(退所)の提出があれば、翌月 1 日から変更(退所)が可能となります。

期日までに提出がないと、翌月 1 日から変更できませんので、ご注意ください。

※ 保育料以外に、教材や行事にかかる費用を徴収する場合があります。

○(長期休業日)利用可能期間について

- ・夏季休業日 : 1 学期給食終了後～2 学期給食開始まで
- ・冬季休業日 : 2 学期給食終了後～3 学期給食開始まで
- ・春季休業日 : 3 学期給食終了後～1 学期給食開始まで(3.4 月の選択可能)

※ 長期休暇のみ利用する場合の保育料は 5 ページの表のとおりとなります。

(例)通常利用しておらず、7 月のみ保育する → 月額 9,000 円(長期休業日の保育料)

○保育料の減免について

下記に該当する場合は、保育料の減免を受けることができます。

”学童保育所保育料減免申請書”の提出をもって、減免対象となります。

※ただし、午後 6 時から午後 7 時までの保育料は減免の対象となりません。

- ・同一世帯で複数の登録児童がいる(兄弟姉妹で利用)場合、基本保育料(～午後 5 時)の減免有り。
2 人目は半額、3 人目以降は無料。(長期のみ利用児童は複数児童とみなさない。)
- ・生活保護世帯および住民税非課税世帯の児童の保育料(～午後 6 時)は無料。
但し、教材、行事等にかかる費用が発生する場合、その費用は実費負担となる。

※(例)減免対象世帯(生活保護世帯および住民税非課税世帯)の児童が午後 7 時まで利用

- ・基本保育料(～午後 5 時) : 無料(減免)
- ・午後 5 時～午後 6 時(延長保育料) : 無料(減免)
- ・午後 6 時～7 時(延長保育料) : 有料 (保育料 1,000 円/月額) となる。

※ 長期休業日のみ利用の場合、同一世帯での減免適用はなし。

(例)1 人目(長男)が冬季休業日のみ、2 人目(次男)が通常時の利用(延長無し)

保育料 : 1 人目(長男) 3,000 円 、 2 人目(次男) 3,000 円

【気象警報発令時の対応について】

〈通常保育〉

気象警報の状況	学校	学童
午前7時までに警報解除	通常通り登校	通常通り開所
午前7時現在、警報発令中	休校	休所
登校後、警報が発令	給食を食べずに下校	休所
	給食を食べてから下校	開所

〈長期休業日、土曜日〉

気象警報の状況	学童保育
午前7時までに解除された場合	全日開所
午前7時～午前11時までに解除された場合	午後1時から開所
午前11時までに警報が解除されない場合	休 所
登校後、警報が発令	開 所

※ 午後1時から開所の場合、昼食を済ませてから登所してください。

【熱中症特別警戒アラートが発表された時の対応について】

〈通常保育〉

熱中症特別警戒アラート発表	学校	学童
前日の14時頃に発表された場合	休 校	休 所

〈長期休業日、土曜日〉

熱中症特別警戒アラート発表	学校	学童
前日の14時頃に発表された場合		通常通り

【河合町学童保育所の保育の流れ、守るべき最低限のルール】

〈通常保育の場合〉

	内容	詳細	最低限のルール
①	登所	学校終了後、学童室へ登所。あいさつ、靴を直す。	
②	出欠確認	保護者アプリ「コドモン」により出欠確認を行う。	毎月 25 日までに「コドモン」にて次月の出欠予定の入力をお願いします。
③	ランドセルを所定の位置に直す	ランドセルおよび自身の荷物を所定の位置に片付ける。	所定の位置に片付ける。 片付けができていないと荷物の紛失につながる。
④	勉強時間	宿題をする時間。	宿題が終わった者は、他の児童の迷惑にならないように本読み等。
⑤	自由遊び	室内にておもちゃ等で自由遊び等。	使用したおもちゃは遊んだ者が責任を持って片付ける。
⑥	外遊び	校庭(体育館)にて自由遊び等。	危険なもの(枝 等)を用いて遊ばない。 手洗い。
⑦	下校	下校	
⑧	延長保育	DVD 等	下校は保護者の送迎が必要。

※1人でもルールを守れない場合、学童に通うすべての児童に迷惑がかかります。

(ランドセルを直していない児童のランドセルに躓き転倒、勉強(宿題)をしたくても周りがうるさくてできない 等)保護者の方におかれましては、ルールを守るよう、ご家庭にて指導をお願いします。

【トラブル(児童同士の喧嘩等)が起きた場合】

〈手や足がでる、取っ組み合い〉

指導員が仲裁に入ります。双方が落ち着いたら、原因等の聞き取りを行い解決に努めます。

激しい喧嘩や怪我を伴う喧嘩の場合は、双方の保護者に報告をします。

このような場合は、保護者間での解決をお願いします。

〈口喧嘩 等〉

なるべく児童同士で解決できるように双方に和解を促します。

【学童保育中の怪我(けが)について】

学童保育では、たくさんの児童が放課後等を過ごしています。

危険な行為・怪我(けが)につながる行為については注意を促し、怪我(けが)の防止に努めています。

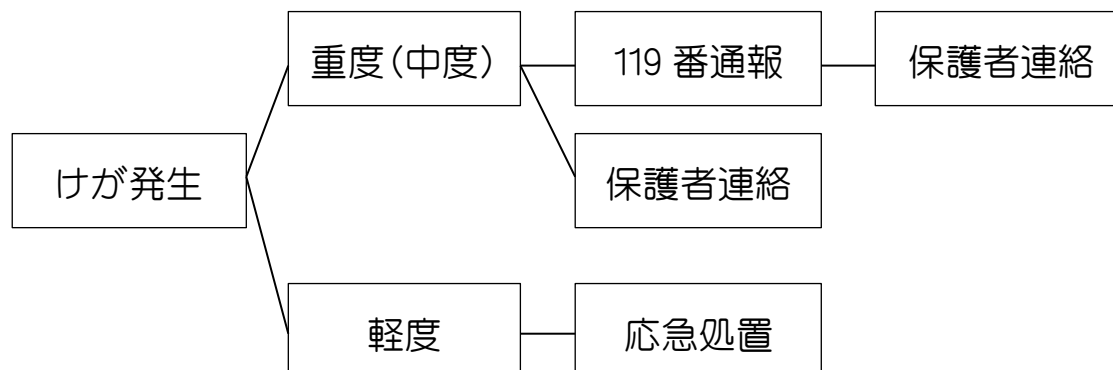
しかし、突発的な事柄(転ぶ等)や児童同士の喧嘩、指導員の注意を聞かない等により怪我(けが)が起こります。

怪我(けが)が起これば下記のとおり対応しますが、100%怪我(けが)を防ぐことは不可能です。

各ご家庭でも危険な行為をしない、学童保育のルールを守る等、お子さまに言い聞かせていただきますようお願いいたします。

指導員一同安全な学童保育を目指し努めてまいります。保護者の皆さまにはご理解とご協力をお願いいたします。

〈学童保育中に児童が怪我(けが)をした場合の対応〉



※指導員で対応できない怪我(けが)が発生した場合は、119 番通報を行い、専門家に処置の判断を仰ぎます。

救急搬送が必要と判断された場合は、救急車にて病院に搬送します。

※軽度な怪我(けが)(擦り傷 等)については、指導員が応急処置を行います。

ご自宅にて、保護者の方も怪我(けが)の程度の確認をお願いいたします。

【保護者アプリ「コドモン」の登録について】

学童保育所では、出欠や入退室の管理、保護者と学童保育所との連絡手段として「コドモン」を利用しています。新規で入所される方には、学童保育所の入所決定通知書と一緒に【保護者アプリ「コドモン」のご案内】を送付しますので、アプリのダウンロードと利用登録をお願いします。

【書類等提出について】

〈退所および保育時間の変更について〉

学童保育の退所や、現在お申込みいただいている保育時間の変更がある場合は、変更希望月の前月 28 日までに、子育て健康課または各学童保育所まで「学童保育変更届」を提出してください。

※期日を過ぎますと対応ができかねますので、ご注意ください。

〈児童の出欠確認について〉

毎月 25 日までに「コドモン」にて翌月の出欠予定の入力をお願いします。

出席予定になっているにもかかわらず、お子さまが学童に登所されていない場合は、安全確認のため、保護者の方へ連絡します。

※出欠予定に変更がある場合は、必ず事前にご連絡ください。

【こんなときは…】

〈保護者の仕事がお休みの場合〉

学童保育の趣旨から、家庭に保育ができる保護者がいる場合は、できるだけ家庭での保育をお願いします。

〈保護者の勤務先・緊急連絡先の変更について〉

お子さまに体調不良や怪我(けが)等があった場合、速やかに保護者の方へ連絡します。

申請書に記入いただいた勤務先や緊急連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに学童室まで連絡をお願いします。

〈昼食・おやつ持参について〉

・給食がない日…必ずお弁当をご持参ください。

・学校休業日…お弁当・おやつ・水筒を必ずご持参ください。

・おやつについて…学童室ではおやつ提供は行っておりません。

延長保育をご利用の場合も、各家庭からの持参をお願いいたします。

※おやつは 1 日分ずつ小分けにし、1 週間分程度をまとめてご持参ください。

〈学童室への忘れ物について〉

忘れ物については、開所時間内(～午後 7 時まで)のみ対応可能です。

開所時間を過ぎた後(児童全員下校後を含む)は対応いたしかねます。

その場合、対応は次の開所日以降となりますので、忘れ物のないよう、お子さまへのお声がけをお願いします。

〈学童室への連絡について〉

開所時間外の連絡については、留守番電話をご利用ください。

開所時間中に電話の不具合等で学童室への連絡が取れない場合は、お手数ですが、子育て健康課までご連絡をお願いします。

〈服装について〉

学童室における服装の指定はありませんが、活動しやすく、汚れてもよい服装でお越しください。また、必要に応じて着替えをご持参いただくようお願いします。

※学童室での衣類の貸し出しは行っていません。

重要〈児童用下着の貸し出しおよび買取の廃止について〉

これまで学童保育所では、トイレの失敗等が発生した場合、応急的な対応として児童用下着の貸し出しを行い、1枚につき 400 円にて買取をお願いしていました。

しかしながら、今後の運営方針の見直しに伴い、令和8年3月末日をもって、児童用下着の貸し出しおよび買取を廃止することになりました。

つきましては、令和8年4月以降、トイレの失敗等に備えた下着および着替え一式については、各家庭にて準備いただき、お子さまに持たせていただきますようお願いします。

何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

【保護者の皆さまへお願い】

1. 持ち物について

すべての持ち物(小さな物も含む)に必ず記名をしてください。

2. お子さまの出欠連絡について

毎月 25 日までに必ず「コドモン」よりお子さまの次月の出欠予定の入力をお願いします。

※出欠予定に変更がある場合は、「コドモン」により連絡をいただく、または学童室までお電話ください。

3. 送迎について

送迎の際は、事前に配布している「送迎用保護者認識カード」を必ずご持参ください。

4. 登所・下校時の通学路について

お子さまが一人で登所・下校する場合は、必ず決められた通学路を通行してください。

※違う経路による登所・下校の場合、スポーツ安全保険が適用されないことがあります。

5. 不要な物の持ち込みについて

学童室には、家庭のおもちゃ・ゲーム等の不要な物は持ち込まないようにお願いします。

※破損・紛失等が発生した場合、責任は負いかねます。

6. 物品破損時の対応について

保育時間中に、お子さまが物品や他児童の持ち物等を破損させた場合、保護者の方に修理・弁償費用を負担していただきます。

7. 学習について

学童室では 学習時間を設けていますが、学習指導は行っていません。

8. 保育料について

保育料は、毎月月末(金融機関が休業日の場合は、翌営業日)に指定口座より引落としとなります。

※ 引落日に残高不足等がないよう、ご注意ください。

※ 3 か月以上の滞納があった場合、退所および今後の入所をお断りさせていただきます。ご了承ください。

9. 書類の提出について

保育時間の変更などの書類は、【書類提出について】を確認のうえ、期限厳守での提出をお願いします。

10. 学童保育のルール確認

『河合町学童保育のしおり』最終項に記載の「河合町学童保育所のやくそく」を、お子さまと一緒に確認し、家庭でもルールや約束を守るようご指導をお願いします。

【個人情報の取り扱いについて】

河合町学童保育所は、ハーベストネクスト株式会社に運営業務の委託（契約期間：令和 7 年 10 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）を行っています。運営をするにあたり必要な個人情報は、河合町と運営業者間で情報の共有を行いますので、ご了承ください。

学童保育所は、保護者（児童）の皆さまのご協力のもとで成り立っています。運営に際しましては、何かとご迷惑をお掛けすることもあるかと存じます。何卒、学童保育の運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●河合町役場 子育て健康課 Tel 0745-57-0200

●学童保育所

【河合第一小学校学童保育所】 河合町池部 1-15-10 Tel 070-2193-4673

【河合第二小学校学童保育所 A】 河合町星和台 2-7-1 Tel 080-5978-4776

【河合第二小学校学童保育所 B】 // Tel //

河合町学童保育所の「やくそく」

- ・ 学校が終わればまっすぐ学童保育所に来ましょう。
- ・ 学童保育所につけば、元気に「ただいま」のあいさつをしましょう。
- ・ くつをぬいで自分のくつばこに入れましょう。
- ・ 学童保育所に来たら、ランドセル、持ち物を「自分のロッカー」に入れましょう。
- ・ 手洗い、うがいをきちんとしましょう。(かぜをひいたり、病気にならないように)
- ・ 体がしんどい人は、すぐ先生につたえましょう。
- ・ 宿題はしずかにしましょう。
- ・ 教室では走ったり、あばれたりしないですごしましょう。
- ・ 教室のものは大切にしましょう。(本、おもちゃ、ボールなど)
- ・ お友達となかよくあそびましょう。(なかまはずれや暴力などは絶対いけません)
- ・ 勝手に教室や学校の外に出て行ってはいけません。
- ・ 運動場であそぶときはかならず先生といっしょに行きましょう。
- ・ おべんとうを食べる前は手をあらい、きちんとすわって食べましょう。
- ・ あそんだ後、つけたものはきちんとかたづけましょう。
- ・ わすれものをしないように帰るじゅんびをしましょう。
- ・ お迎えが来たら「さようなら」とあいさつをして帰りましょう。
- ・ またあした、元気に学童に来ましょう

保護者の皆さまへ:学童保育に通う児童全員が、安心・安全に放課後等を過ごせるよう、入所にあたっては「河合町学童保育のやくそく」を守ることをお子さまに指導していただきますようお願いいたします。1人でも約束を守れない場合、学童に通うすべての児童に迷惑がかかりますので、何卒、ご協力をお願いいたします。